

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画の概要

【大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画とは】

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」と障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」を一体的に策定するものです。障がいのある人に関わる大阪市の施策を総合的に進めるための計画です。平成24年度から平成29年度までの6年間の計画期間とします。（ただし、障がい福祉計画は平成26年度までの3年間の計画期間とします。）

【障がい者施策の基本的な考え方】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現を目指します。

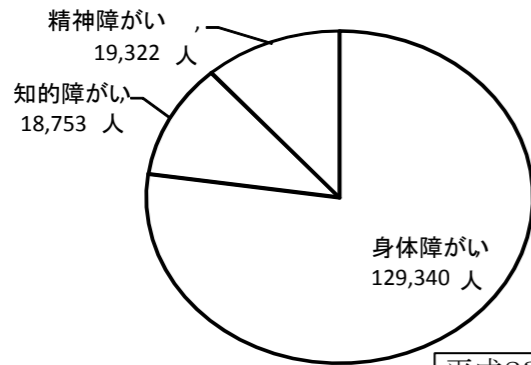
基本方針

(1) 個人として尊重する

(2) 社会参加の機会を確保する

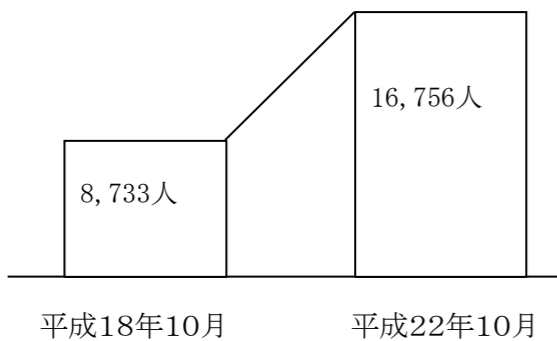
(3) 地域での自立生活を推進する

大阪市の障がい者手帳交付者数



障がい福祉サービスの利用状況

○利用者数の推移（4年間で約2倍）



【計画推進にあたっての基本的な方策】

- 生活支援のための地域づくり
- ライフステージにそった支援
- 多様なニーズに対応した支援
- 権利擁護の視点に立った取り組みの推進
- 支援の担い手の資質の向上
- 調査研究の推進

共に支えあって暮らすために

- 啓発・広報の充実
- 福祉教育・人権教育の充実
- コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実
- 地域での交流の推進

地域での暮らしを支えるために

- サービス利用の支援
- 相談、情報提供体制の充実
- 虐待防止のための取り組み
- 在宅福祉サービス等の充実
- 居住系サービス等の充実
- 日中活動系サービス等の充実
- 障害のある子どもへの支援の充実

地域で学び・働くために

- 就学前教育の充実
- 義務教育段階における教育の充実
- 後期中等教育段階における教育の充実
- 生涯学習や相談・支援の充実
- 教職員等の資質の向上
- 就業の推進
- 就業支援のための施策の展開

地域生活への移行

- I 入所施設利用者の地域移行
- 地域移行支援の推進
 - 地域定着支援の推進
 - 施設入所への対応
- II 入院中の精神障がいのある人の地域移行
- 地域活動支援センター等との連携
 - 精神科病院との連携
 - 精神科病院入院者への啓発
 - 家族及び地域住民への理解のための啓発

住みよい環境づくりのために

- 生活環境の整備
- 移動手段の整備
- 暮らしの場の確保
- 防災・防犯対策の充実

地域で安心して暮らすために

- 総合的な保健、医療施策の充実
- 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- 療育支援体制の整備
- 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

【数値目標】

- 入所施設利用者の地域移行
平成26年度末までに798人を地域生活に移行
- 入院中の精神障がいのある人の地域移行
平成26年度末までに社会的入院者数を852人に削減する
- 福祉施設からの一般就労
平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を340人とする
(平成17年度の移行者数の4倍)

【主な障がい福祉サービスの見込量】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)	月あたり利用者数	10,013人	11,305人	12,540人
	月あたり利用時間	425,436時間	473,987時間	521,902時間
通所系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)	月あたり利用者数	8,452人	8,701人	8,949人
	月あたり利用日数	132,735日	136,464日	140,179日
居住系サービス	グループホーム・ケアホーム	1,829人	1,994人	2,174人
	施設入所支援	1,507人	1,479人	1,451人